

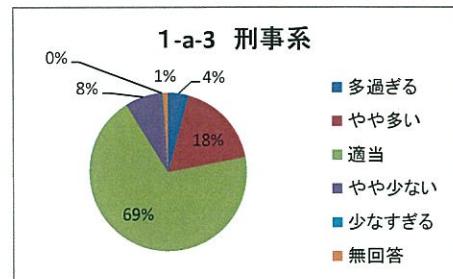
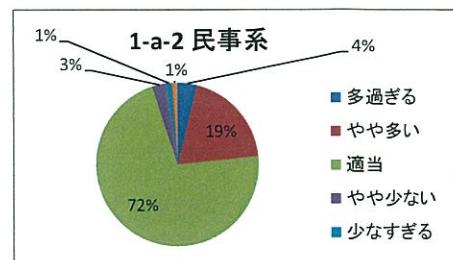
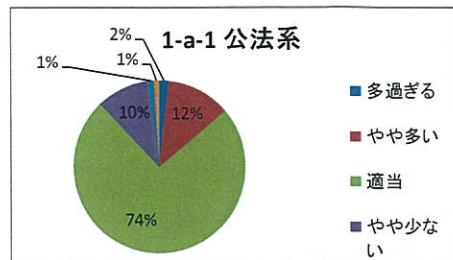
第7回 司法試験アンケート 集計結果

回答数 282通

(1) 短答式試験についてのご意見

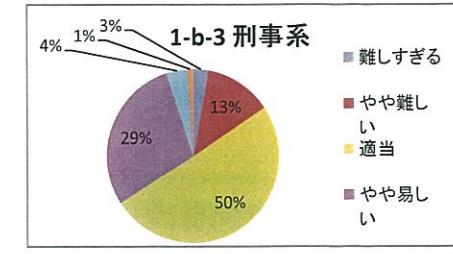
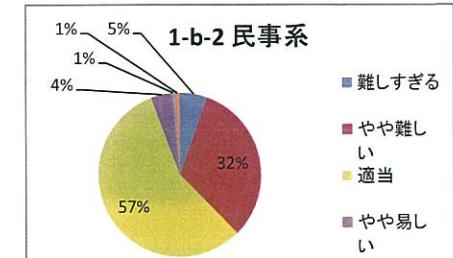
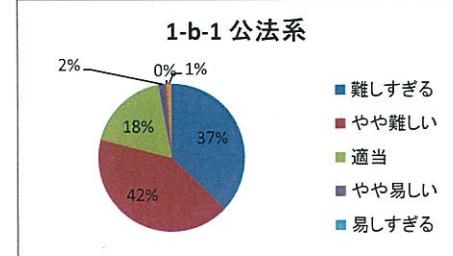
a 問題の量について

| | | |
|----------|-------|-----|
| | 多過ぎる | 5 |
| | やや多い | 34 |
| | 適当 | 209 |
| | やや少ない | 28 |
| | 少なすぎる | 3 |
| | 無回答 | 3 |
| 1-a-1公法系 | 多過ぎる | 5 |
| 1-a-1公法系 | やや多い | 34 |
| 1-a-1公法系 | 適当 | 209 |
| 1-a-1公法系 | やや少ない | 28 |
| 1-a-1公法系 | 少なすぎる | 3 |
| 1-a-1公法系 | 無回答 | 3 |
| 1-a-2民事系 | 多過ぎる | 11 |
| 1-a-2民事系 | やや多い | 55 |
| 1-a-2民事系 | 適當 | 202 |
| 1-a-2民事系 | やや少ない | 8 |
| 1-a-2民事系 | 少なすぎる | 3 |
| 1-a-2民事系 | 無回答 | 3 |
| 1-a-3刑事系 | 多過ぎる | 12 |
| 1-a-3刑事系 | やや多い | 50 |
| 1-a-3刑事系 | 適當 | 195 |
| 1-a-3刑事系 | やや少ない | 21 |
| 1-a-3刑事系 | 少なすぎる | 1 |
| 1-a-3刑事系 | 無回答 | 3 |



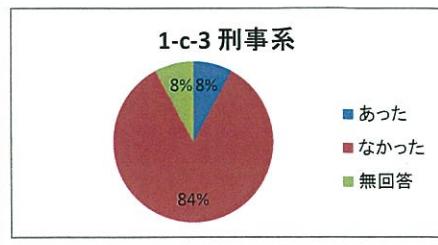
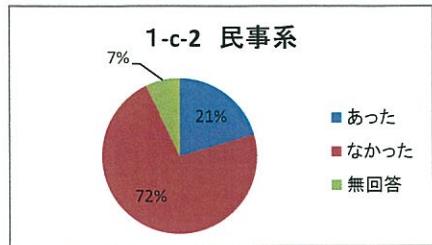
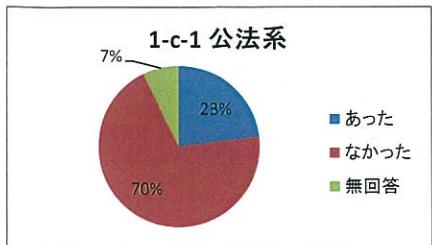
b 問題の難易について

| | | |
|----------|-------|-----|
| | 難しすぎる | 105 |
| | やや難しい | 118 |
| | 適当 | 51 |
| | やや易しい | 5 |
| | 易しすぎる | 0 |
| | 無回答 | 3 |
| 1-b-1公法系 | 難しすぎる | 105 |
| 1-b-1公法系 | やや難しい | 118 |
| 1-b-1公法系 | 適当 | 51 |
| 1-b-1公法系 | やや易しい | 5 |
| 1-b-1公法系 | 易しすぎる | 0 |
| 1-b-1公法系 | 無回答 | 3 |
| 1-b-2民事系 | 難しすぎる | 15 |
| 1-b-2民事系 | やや難しい | 91 |
| 1-b-2民事系 | 適当 | 160 |
| 1-b-2民事系 | やや易しい | 12 |
| 1-b-2民事系 | 易しすぎる | 1 |
| 1-b-2民事系 | 無回答 | 3 |
| 1-b-3刑事系 | 難しすぎる | 8 |
| 1-b-3刑事系 | やや難しい | 36 |
| 1-b-3刑事系 | 適当 | 142 |
| 1-b-3刑事系 | やや易しい | 82 |
| 1-b-3刑事系 | 易しすぎる | 11 |
| 1-b-3刑事系 | 無回答 | 3 |



c 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。法科大学院での講義や求められる自学自習の範囲を超える知識を問う問題はありましたか。(法科大学院で全く扱わない分野・条文・裁判例等の知識についての出題があったかという観点から。)

| | | |
|----------|------|-----|
| 1-c-1公法系 | あつた | 65 |
| | なかつた | 197 |
| | 無回答 | 20 |
| 1-c-2民事系 | あつた | 58 |
| | なかつた | 204 |
| | 無回答 | 20 |
| 1-c-3刑事系 | あつた | 22 |
| | なかつた | 238 |
| | 無回答 | 22 |



法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。法科大学院での講義や求められる自学自習の範囲を超える知識を当う出題はありましたか。(法科大学院で全く扱わない分野・条文・裁判判例等の知識についての出題があつたかという観点から。)

1-c-1公法系 どんな出題ですか。

最新判例の論理

判例の細部にわたっていること、設問の聞き方・選択肢のニュアンスで迷うことが多く、悩んでしまう問題が多かった

判例の細部の知識を問う問題

最後の問題。地方自治法知らん

最新判例の細かい知識

条文

憲法統治(あまり授業では深入りしなかった。

住民訴訟

基本的な知識を問う部分が多く、特に自習範囲を超える部分は印象に残っていません。

知らない判例はなかったと思うが、細かい文言まで全ておさえることは難しい。

要求される判例の知識が細かすぎる

判例知識

授業で扱っていない判例

判例 2

細かい判例の知識を問う出題

短答式の判例問題で判例が述べていない解釈に関して問う問題が郵便法違憲判決が、これは法科大学院での講義や自学自習でカバーできない。

行政法設問2

授業で扱わない判例があった。

憲法30条と租税法律主義との関わり合いについての問題

全体的に求められる判例の知識が細かすぎると感じた。

近年の判例の知識を問うものがあつた

半分以上

多すぎて書き切れません

地方自治法プロバーの問題

いわゆる統治

統治について

判例の細かい知識を問う出題

どのローでも同じだと思うが、授業では短答の範囲はカバーできない。商法の手形小切手なんかは、たった2問のために勉強時間をさく必要がある

憲法の判例が細かすぎる

択一の問題で問われる知識が細かすぎる

憲法と近時の社会事象との関係

憲法全般

行政不服審査法の細かな知識を問う問題等。

憲法30条に関する出題

判例の見解を問う問題が多すぎた。

裁判例の詳細な知識等

判例

短答式の対策は法科大学院では

そもそも問題の意味がわからないものが多い。

判例の細かいところ(判例集にはほとんどのってないところ

1-c-2民事系 どんな出題ですか

手形小切手についての詳細な問題

監査役の選解任時の意見陳述権。報酬についての意見陳述権は習いましたが、選解任時は会計参与のそれを準用する条文構造で見つけにくく、授業でも習わなかつたと思います。

親族・相続分野の条文知識

噂ですが、民法で、一部の試験委員の先生が書いてる基本書にだけ一部記載のある内容の問題が出た。

会社法はほとんど

民法設問2

民法、混合寄託契約

要件事実

全体的に細かかった

民法商法の条文問題

会社法の知識問題

後見、地上、永小作

会社法の出題条文について法科大学院では扱われていなかった。

第30問

範囲、内容において、細かい

同時審判

二段の推定が少し授業では薄かった。

会社法が難しい。設問1が謎。

家族法既習コースではあまり授業なかつた。

契約の解釈方法

民訴では毎回、細かい知識を聞いている。

基本的な知識を問う部分が多く、特に自習範囲を超える部分は印象に残っていません。

商法・手形法はわからなかつた

商法

商行為商法総則、手形・小切手は大学院では全く扱いませんでした。

第二問設問1

条文知識

手形小切手に関する知識

手続 2

現場思考

民法で、寄託契約と特定という特殊な論点が出題されたように思う。

既習者コース出身なので、手形小切手法の授業はカリキュラムになかったです。

共有物の管理に関する特約

商慣習に関する問題

半分以上

多すぎて書き切れません

手形法、会社法の細かい条文

手形小切手

上訴など

どのローでも同じだと思うが、授業では短答の範囲はカバーできない。商法の手形小切手なんかは、たった2問のために勉強時間をさく必要がある

根抵当か根保証の知識が細かい

択一の問題で問われる知識が細かすぎる

商事慣習についての肢

具体的な契約事案の解決

社会法、設問1票の数え方、設問3売買後の意見陳述、否決虚偽の取消

会社法が全般的に細かすぎる。

処分証書

各学生任せですので、大学院では扱いがないです。

民訴で、処分証書が出たが、これはほとんどローで扱わないものだった

1-c-3刑事系 どんな出題ですか

細かな条文知識

刑法総論の条文や刑訴の細かい法律

訴因と罪となるべき事実との関係

裁判員

刑事訴訟法の出題条文について法科大学院では扱われていなかった。

第11問工。第13問。第24問。第27問イ。

共同正犯と共に

基本的な知識を問う部分が多く、特に自習範囲を超える部分は印象に残っていません。

手続 2

短答式の判例解釈についての問題で、考査委員の著書を読まないと非常にわかりにくい問題がクロロホルム事件等)

半分以上

多すぎて書き切れません

どのローでも同じだと思うが、授業では短答の範囲はカバーできない。商法の手形小切手なんかは、たった2問のために勉強時間をさく必要がある

択一の問題で問われる知識が細かすぎる

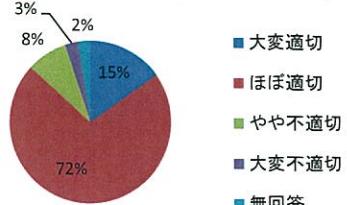
刑訴第2問論文)

各学生任せですので、大学院では扱いがないです。

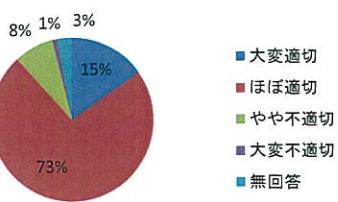
(2) 論文式試験(必須科目)についてのご意見(該当する欄1つに○を記入してください。)
a 出題形式が科目的融合問題や大問と小問の区分けなど適切かについて

| | | |
|--|---------|-----|
| 2-a-1 公法系憲法 | 大変適切 | 43 |
| | ほぼ適切 | 202 |
| | やや不適切 | 23 |
| | 大変不適切 | 7 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-a-2 公法系行政法 | 大変適切 | 43 |
| | ほぼ適切 | 206 |
| | やや不適切 | 22 |
| | 大変不適切 | 3 |
| | 無回答 | 8 |
| 2-a-3 民事系民法 | 大変適切 | 43 |
| | ほぼ適切 | 202 |
| | やや不適切 | 12 |
| | 大変不適切 | 2 |
| | 無回答 | 1 |
| 2-a-4 民事系民事訴訟法 | 大変適切 | 41 |
| | ほぼ適切 | 208 |
| | やや不適切 | 21 |
| | 大変不適切 | 3 |
| | 無回答 | 9 |
| 2-a-5 民事系商法 | 大変適切 | 35 |
| | ほぼ適切 | 196 |
| | やや不適切 | 34 |
| | 大変不適切 | 8 |
| | 無回答 | 9 |
| 2-a-6 刑事系刑法 | 大変適切 | 65 |
| | ほぼ適切 | 199 |
| | やや不適切 | 9 |
| | 大変不適切 | 1 |
| | 無回答 | 8 |
| 2-a-7 刑事系刑事訴訟法 | 大変適切 | 53 |
| | ほぼ適切 | 204 |
| | やや不適切 | 17 |
| | 大変不適切 | 53 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-a-8 各科目で「やや不適格」または「大変不適切」を選択された方:具体的にどのようなことか、ご記載ください。 | 別シートの通り | |

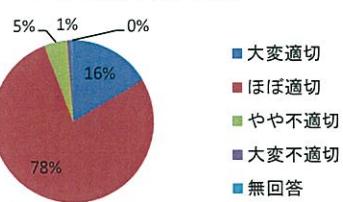
2-a-1 公法系・憲法



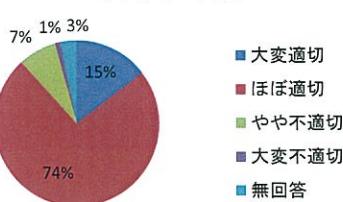
2-a-2 公法系・行政法



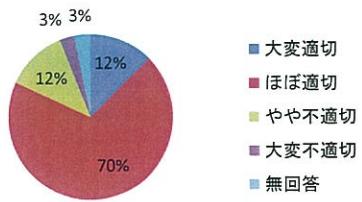
2-a-3 民事系・民法



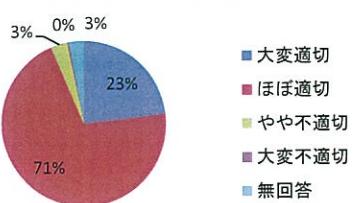
2-a-4 民事系・民訴



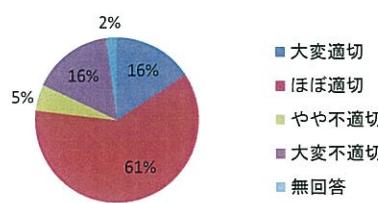
2-a-5 民事系・商法



2-a-6 刑事系・刑法



2-a-7 刑事系・刑訴



2-a-8 出題形式が科目の融合問題や大問と小間に区分けなど適切かについて。
各科目で「やや不適格」または「大変不適切」を選択された方:具体的にどのようなことか、ご記載ください。

一つの肢を間違えただけで、その設問すべてについて点数を与えないのは、受験生の微妙な学習度合を測りきれていないと考えられる。

行政法については、誘導が複雑かつ難解過ぎた。商法は第二問におけるヒント(前提)の意味が分かりにくかった。他の科目においても、いずれも、司法試験に向けて勉強してきた成果を發揮し難い内容であった。

民法大問1と大問2以下のつながりがほとんどなく、少し不自然に感じました。

民事系は何でもかんでも聞こうとし過ぎている感がある。

憲法について。

政教分離の問題での主張反論は「どの事実が結論を分けるか」の水掛け論にならざるを得ないと思います。そうであるならば、これまでの出題趣旨で指摘されている「事実摘示での争点は作らない」との整合性に疑問を感じます。

民事系は設問ごとの関連性が無く、旧司法試験と変わらないような印象を受けた。

民法:第1問の基準時が現在(2012)か2003かがわからない。その他、そもそも第1問(1)をわざわざ別問にしている意味がわからない。

「やや不適格」になっています。

何を聞かれているのか意図を掴みにくい問い合わせだった

商法については、問題数が多すぎると感じました。

民法:寄託というマイナー論点でひねりすぎ

商法:題意がつかみにくい

刑訴:重要な証拠分野が一切なし

憲法・採点実感等を読んで初めて出題形式の意図 するところがわかるというのは、公的な試験問題として疑問を感じる。

とにかく小問が多すぎて、時間が足りない

配点を気にしながら、解いても問題区分が多すぎて、じっくり書けない。

商法、民事訴訟法共に設問3まであるが、設問の中に小問又は前提等実質的に設問が増えていることから、問題の多さがやや不適切に感じた。

商法は問題が多いように感じた。

商法について

問題が抽象的でわかりにくい。

誰の誰に対する責任かについて、各別に分けて回答することになるが、煩雑すぎる。

現場思考型なのはわかるが、限度を超えている。純粋未修者に対する配慮が感じられない。

これまでの出題趣旨等とは180度異なる出題だった。

もう少し細かくしていただきたいと思います。

第1問、第2問と分ける必要がない。

憲法 原告の主張、被告の反論、私見という問い合わせ方は、同じ内容でも書き方次第で点数が大きく変わってしまうから、やめるべき。

行政法 設問はもっと単純にすべき。

民法、商法 基本を問うべき。

憲法は、毎年、試行錯誤の出題であり、7回目にして、未だに出題形式が定着していない。憲法という学問における難しさの現れかもしれない。

民法は、ぜひ、現に実務家の方にも、2時間という時間を計って起案していただきたい問題であり、ぜひ、ご感想をお聴きしたい問題であった。

証拠法を出さなかったのはどうしてか。

会社法は設問1以降のつながりがわからなかった。

問題文の日本語が漠然としていました

設問1の小問(1)を二つに分けてもらえると、解答がしやすかったです。

捜査法分野とそれ以外の割合を平等にすべきだと思います。

刑事訴訟法は例年に比べて問題処理量が少なすぎる。昨年が多すぎたことの反省であろうが、あまりの反動でありバランスを失している。

会社法は、問題処理量が多いと感じたし、複数の役割を持つ登場人物が多く過ぎ、ミスを誘発しやすく、法的思考よりも、以下に間違えないかを聞いているに等しい問題だった。3問は酷に過ぎる。

商法については、実質的には設問は4個であり、回答時間に比して問題が多すぎる。

刑法についても同様。

行政法について。事務処理量が多すぎる。

難易度に比して、出題量が多かった。

制限時間に対し、書かせる分量が多いように思えた

書いてほしいことが限定的過ぎて、過去問分析が活きない

民法、刑訴はやや細かく分けすぎである一方、商法はもう少し分かりやすい分けが必要と考える。

民法に関しては範囲が広い分、特定分野への偏りをなるべく排した出題を望みたい。

問題多すぎ

解答する要素が重複する場合に戸惑った(民法1問目)

【憲法について】

過去問についての採点実感等を読まないと、(1)主張、(2)反論、(3)各自の意見をそれぞれどれだけの分量で書くべきなのかわからない。配点を明示すべきだと考えます。

【刑事訴訟法について】

例年のことですが、問題量が多すぎます。

科目とは異なった法律が問題に絡んで来ることが多々ある

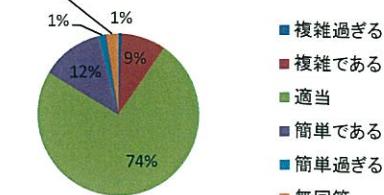
主張、反論型の問題自体、書き分け方などの受験テクニックの温床となっている。(更に自己の見解を問う問題でも、原告に有利/不利な論拠両方に触れるることは当然だと思う)

憲法：文意不明確。商法：小問間の関連性が不明瞭。

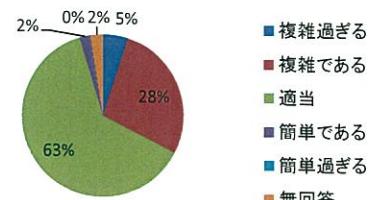
b 問題事例の設定について

| | | |
|----------------|-------|-----|
| | 複雑過ぎる | 2 |
| | 複雑である | 25 |
| | 適当 | 209 |
| | 簡単である | 35 |
| | 簡単過ぎる | 4 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-b-1 公法系憲法 | 複雑過ぎる | 14 |
| | 複雑である | 78 |
| | 適當 | 177 |
| | 簡単である | 6 |
| | 簡単過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-b-2 公法系行政法 | 複雑過ぎる | 11 |
| | 複雑である | 66 |
| | 適當 | 190 |
| | 簡単である | 8 |
| | 簡単過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-b-3 民事系民法 | 複雑過ぎる | 11 |
| | 複雑である | 62 |
| | 適當 | 196 |
| | 簡単である | 2 |
| | 簡単過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 11 |
| 2-b-4 民事系民事訴訟法 | 複雑過ぎる | 22 |
| | 複雑である | 84 |
| | 適當 | 165 |
| | 簡単である | 3 |
| | 簡単過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 8 |
| 2-b-5 民事系商法 | 複雑過ぎる | 8 |
| | 複雑である | 60 |
| | 適當 | 197 |
| | 簡単である | 9 |
| | 簡単過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 8 |
| 2-b-6 刑事系刑法 | 複雑過ぎる | 3 |
| | 複雑である | 37 |
| | 適當 | 230 |
| | 簡単である | 4 |
| | 簡単過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 8 |
| 2-b-7 刑事系刑事訴訟法 | 複雑過ぎる | 3 |
| | 複雑である | 37 |
| | 適當 | 230 |
| | 簡単である | 4 |
| | 簡単過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 8 |

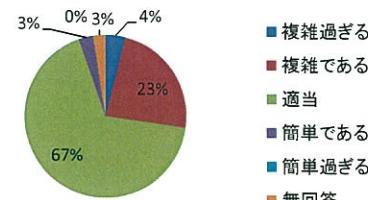
2-b-1 公法系・憲法



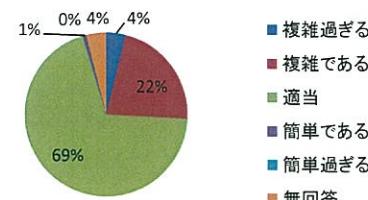
2-b-2 公法系・行政法



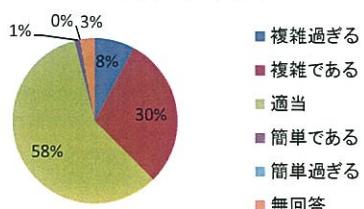
2-b-3 民事系・民法



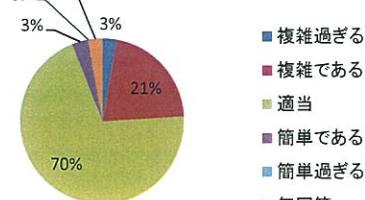
2-b-4 民事系・民訴



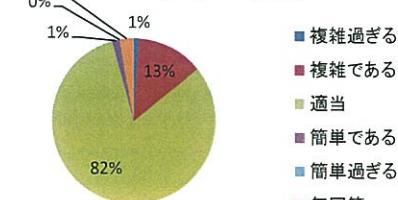
2-b-5 民事系・商法



2-b-6 刑事系・刑法



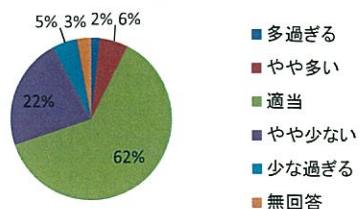
2-b-7 刑事系・刑訴



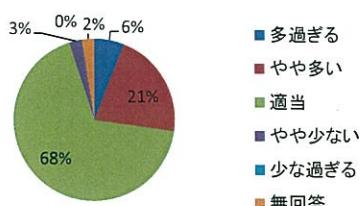
c. 論点の数について

| | | |
|----------------|-------|-----|
| | 多過ぎる | 5 |
| | やや多い | 16 |
| | 適當 | 176 |
| | やや少ない | 63 |
| | 少な過ぎる | 14 |
| | 無回答 | 8 |
| 2-c-1 公法系憲法 | 多過ぎる | 17 |
| | やや多い | 60 |
| | 適當 | 191 |
| | やや少ない | 7 |
| | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-c-2 公法系行政法 | 多過ぎる | 12 |
| | やや多い | 67 |
| | 適當 | 187 |
| | やや少ない | 8 |
| | 少な過ぎる | 1 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-c-3 民事系民法 | 多過ぎる | 10 |
| | やや多い | 85 |
| | 適當 | 178 |
| | やや少ない | 2 |
| | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-c-4 民事系民事訴訟法 | 多過ぎる | 32 |
| | やや多い | 103 |
| | 適當 | 135 |
| | やや少ない | 5 |
| | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-c-5 民事系商法 | 多過ぎる | 54 |
| | やや多い | 109 |
| | 適當 | 110 |
| | やや少ない | 2 |
| | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-c-6 刑事系刑法 | 多過ぎる | 14 |
| | やや多い | 68 |
| | 適當 | 187 |
| | やや少ない | 6 |
| | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |
| 2-c-7 刑事系刑事訴訟法 | 多過ぎる | 14 |
| | やや多い | 68 |
| | 適當 | 187 |
| | やや少ない | 6 |
| | 少な過ぎる | 0 |
| | 無回答 | 7 |

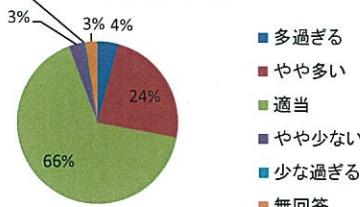
2-c-1 公法系・憲法



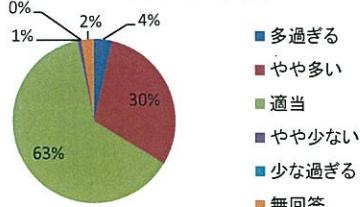
2-c-2 公法系・行政法



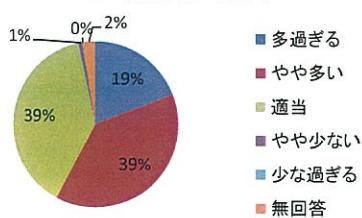
2-c-3 民事系・民法



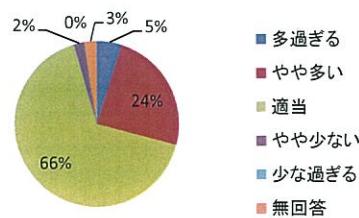
2-c-4 民事系・民訴



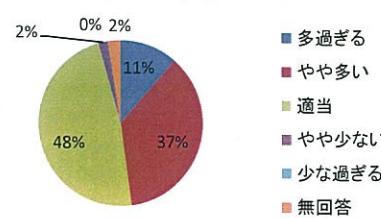
2-c-6 刑事系・刑法



2-c-7 刑事系・刑訴

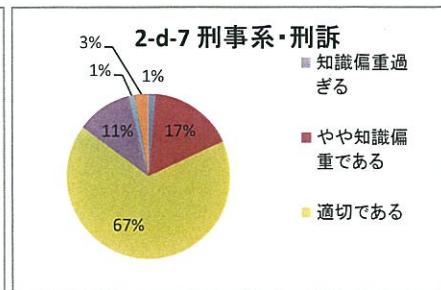
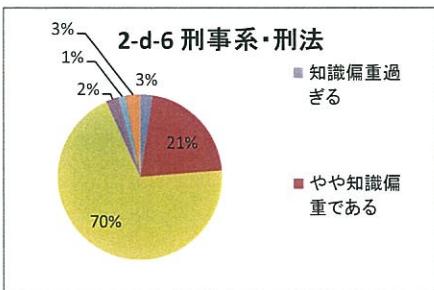
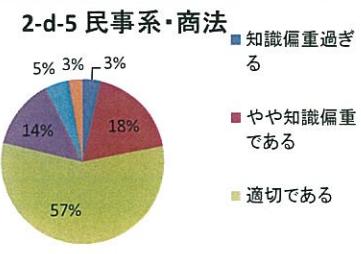
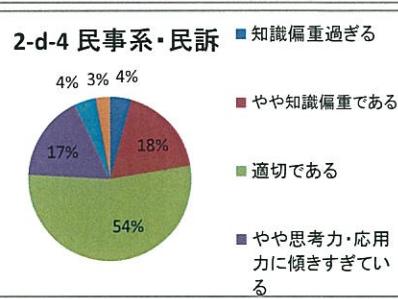
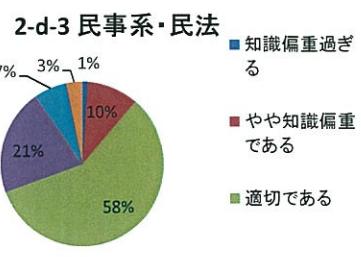
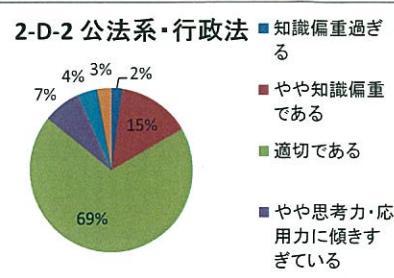
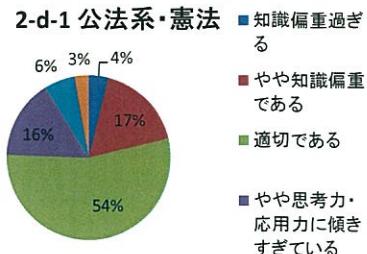


2-c-5 民事系・商法



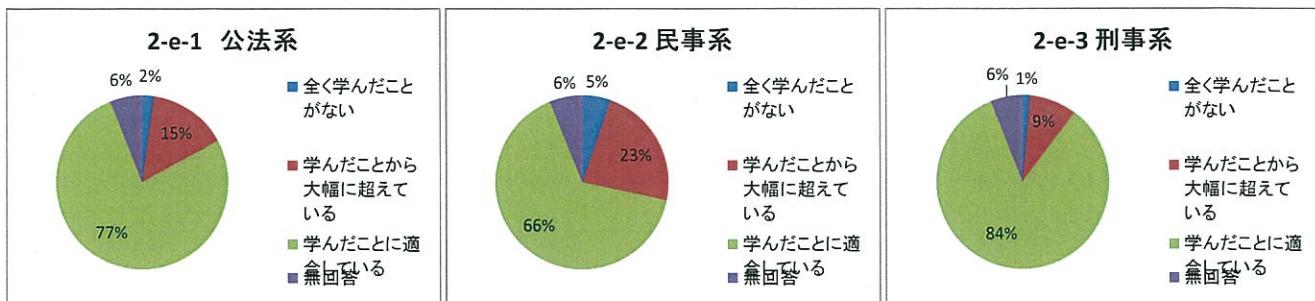
d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

| | | |
|----------------|-------------------|-----|
| 2-d-1 公法系憲法 | 知識偏重過ぎる | 11 |
| | やや知識偏重である | 49 |
| | 適切である | 153 |
| | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 44 |
| | 思考力・応用力に傾きすぎている | 17 |
| | 無記入 | 8 |
| 2-d-2 公法系行政法 | 知識偏重過ぎる | 6 |
| | やや知識偏重である | 41 |
| | 適切である | 195 |
| | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 21 |
| | 思考力・応用力に傾きすぎている | 11 |
| | 無記入 | 8 |
| 2-d-3 民事系民法 | 知識偏重過ぎる | 3 |
| | やや知識偏重である | 29 |
| | 適切である | 164 |
| | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 59 |
| | 思考力・応用力に傾きすぎている | 18 |
| | 無記入 | 9 |
| 2-d-4 民事系民事訴訟法 | 知識偏重過ぎる | 12 |
| | やや知識偏重である | 51 |
| | 適切である | 151 |
| | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 48 |
| | 思考力・応用力に傾きすぎている | 12 |
| | 無記入 | 8 |
| 2-d-5 民事系商法 | 知識偏重過ぎる | 10 |
| | やや知識偏重である | 52 |
| | 適切である | 160 |
| | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 39 |
| | 思考力・応用力に傾きすぎている | 13 |
| | 無記入 | 8 |
| 2-d-6 刑事系刑法 | 知識偏重過ぎる | 7 |
| | やや知識偏重である | 60 |
| | 適切である | 196 |
| | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 7 |
| | 思考力・応用力に傾きすぎている | 4 |
| | 無記入 | 8 |
| 2-d-7 刑事系刑事訴訟法 | 知識偏重過ぎる | 4 |
| | やや知識偏重である | 47 |
| | 適切である | 189 |
| | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 31 |
| | 思考力・応用力に傾きすぎている | 3 |
| | 無記入 | 8 |



e 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。問われている論点は法科大学院の講義で学んだものでしたか。

| | | |
|-----------|-----------------|-----|
| 2-e-1 公法系 | 全く学んだことがない | 6 |
| | 学んだことから大幅に超えている | 42 |
| | 学んだことに適合している | 217 |
| | 無回答 | 17 |
| 2-e-2 民事系 | 全く学んだことがない | 15 |
| | 学んだことから大幅に超えている | 65 |
| | 学んだことに適合している | 185 |
| | 無回答 | 17 |
| 2-e-3 刑事系 | 全く学んだことがない | 4 |
| | 学んだことから大幅に超えている | 25 |
| | 学んだことに適合している | 236 |
| | 無回答 | 17 |



(3) 論文式試験(選択科目)についてご意見があればお書き下さい。

時間が足りない。
設問の中の小問を各科目一つずつ減らす
くらいでちょうどいいと思う。

環境法を選択しました。内容については、法科大学院で学んだことに適合した問題であったと思います。ただ、最新判例に傾きすぎているため、現役生はともかく、卒業後しばらくたった受験生にはフォローが難しかったのではと思いました。

労働法
論点も分かりやすく、事例も自然で適切だと思います。

受験科目:国際私法
予想したことではあるが、改正民事訴訟法に関わる分野が出題されたことには、やはり驚いた。
第二問もCISGに関わる問題が出題されており、総じて、法科大学院の授業ではどうしても手薄になる分野が問われていたように思う。

試験時間を3時間とすることにこだわる理由がよくわかりません。

選択科目間の受験者のレベル差やばらつきの修正を行ってほしい。

労働法を選択しましたが、問題文がかなり長い上に、検討する事項も多くて大変でした。

知的財産法
例年バランスのいい問題が続いているが、今年も他科目からすると良問だったと思うが、少し例年に比べると題意がつかみにくかった。

労働法。今年の問題は3時間で解答するのには、記述すべき事項、論点が多すぎると思った。

経済法 論じることが多すぎて時間内記述できなかった。

租税法
出題内容は基本事項に関するものであったが、解答しなければならない事項が多くないと感じた。

経済法。妥当。

租税法は難しすぎた

国際私法:面白かった。

経済法

知的財産法:問題は適切であった。

環境法

環境法で難しかった。

環境法

倒産法で、少し時間が足りなかつた。

知的財産法、弁理士ではなく実務法曹を選抜する試験なのだから、出題範囲は侵害訴訟に限定し、特許法の審判手続きのところは範囲から外すべき。そうでなければ、知財法だけ実質的に特許法と著作権法の似て非なる2科目を勉強しなければならぬ、他の選択科目に比べて負担が重い。それゆえに、選択者の割合は一貫して右肩下がりとなっている。
もっとも、主要7科目だけでも極めて負担が重いため、選択科目自体を廃止し、法科大学院の選択必修にすればよいと考える。

経済法で、第2問小問1(あるいは(1))が、法科大学院で学んでいない分野からの出題であった。

租税法で、適切な問題だったと考えます。

租税法で、昨年度の問題の難易度と極端に異なっていた。まったくの不適切だと思う。

倒産法

論点は標準的。分量はやや多い。

知的財産法で、特許法については、妥当な問題に思いましたが、著作権法については、問題数が多く、その点で難しく感じました。

労働法で、特にない。時間がややきつい。

環境法で、適切な出題でした。

労働法

集団的労働関係を主に問う第2問の問題が雑多である印象を受けた。大きな論点が問題となるのではない点で過去問とは違う印象だったが、法科大学院の期末試験の方が作り込んでいる印象すら受けた。

倒産法

あてはめに偏りすぎている。もっと法律の基本を問うべき。

労働法で、割と書きやすかった。

環境法で、適切でした。

倒産法

経済法で、基本から解きおこす良問でした。

経済法。

論点に気づけるかどうか。市場を1つだけでなく、複数検討できるかどうか、など、気づけているかどうかによって、加点を与えるかどうかが決まる問題であった。それがよいかどうかは別として、試験委員が、受験生に求めているものが、よくうかがわれる試験であったと評価できる。

労働法。論点が多くて時間が足りなかつた。

特になし

経済法。独禁法にはもともと興味があり、勉強もそれなりに楽しかったが、主要六法の勉強が十分でない受験生が多く、毎年採点実感などで厳しく勉強不足と指摘されている中で、選択科目という科目を残すことには、実益を感じません。

労働法で、良問でした。

税法で、意見はありません。

倒産法で、適切です。

受験科目：租税法／所得税法、法人税法の基本的論点が詳細な事案を用いてバランス良く問われていたのではないかと思う。しかし、時間的な制約はともかく、書くべき分量が4頁の中におさまりきらないため、小問を1つ減らすか、事案をもう少し簡易なものにする工夫は必要であろう。

労働法を受験しましたが、書くべき論点の数が多すぎます。もっと一つの論点につき現場で深く考えさせるような問題にすべきだと思います。

労働法 問題として適切です。

倒産法。かなり力を入れて勉強したが、出題趣旨がよくわからない問題があった。

分量に対して時間が足りない。

倒産法・謎な出題が散見

倒産法で、適切である。

倒産法で、再生の細かい手続は勉強が追いつかない。他の科目に比べて勉強量や勉強時間が多いので細かい手続きは出題しないで欲しい。

国際関係法（公法系）：今年の問題は、どこの法化大学院でも等しく学んでいる基本的な事項を正確に理解しているか問う問題で、非常に良かったと思います。

去年までは、(i)出題しないとアナウンスされたところから出題されたり、(ii)司法試験六法に載っていない条約の知識を問われたり、(iii)全部の法科大学院で等しく教えているとは思えないようなとてもマイナーフィールドからの出題もありました（このようなマイナーフィールドからの出題は、司法試験委員のいる法科大学院生が有利になってしまいます）。

今後も、そういうことがないように、今年のような良問が出題され続けるように、貴弁護士会のお力添えをよろしくお願ひ申し上げます。

受験した選択科目：労働法

意見：大問の2問目は問題文が長すぎだと思います。なぜならば、おおむね1時間半で解かなければならぬ問題にもかかわらず、2時間の問題である憲法の設問より長い事例が与えられているからです。また、それにより論点の数が多すると感じました。各論点の記述を各受験生が十分に行えたとは思えません。また、その大問の小問2は、法科大学院のレベルを超えていたように感じられます。

労働法で、特になし

倒産法で大学の講義の範囲を超えた出題だった。

経済法

租税法

国際私法で、もっと難解で深い論述をさせるのかと思ったが、やや簡易だったように思う。単に条文を探して素直にあてはめる問題が多かった。

労働組合法の問題（第2問目）は、制限時間と紙面に対し、論点が多すぎたと思いました。

倒産法

今までは、判例を知っているか否かでほぼケリがつくような問題だったが、今回は思考力・応用力を試す傾向が強かったように思われる。

倒産は、民事再生の細かい要件について問うのは難しすぎると思う。

知財は、授業内容を超えている。

租税法は、法人税法のウエイトが多すぎた。

労働法は、量、内容とも適切

国際公法で適切でした。

環境法は、分野として適切な配分であったと思う。

労働法は、事例設定が複雑である。

国際関係法（私法）は、適切であると思った。

労働法は、第2問の論点が多すぎて、用紙に収まりきらなかった。もう少し、事案を簡潔にするか、ポイントを絞った問い合わせたほうが良い。

労働法は、第二問の論点が多すぎると感じた。

民事系の科目についていえば、現場思考型の設問を、設問1や初めの方の設問で出題するのはやめてほしいと思いました。配点が少ないわりに、時間がかかるってしまうので。ただ、時間配分の失敗は、自分の実力不足が原因とも思います。

労働法は、書くことが重複してしまった。

【租税法】

・必須科目と比べて誘導が少なすぎる。どこまで書けば良いのか？（課税所得分類を問うにしても、実際に採る結論以外の分類についてどの程度反証すべきか等）の判断が付きにくい。

・問題の分量、難易度について、年度によりバラつきが大きいように思う。

・難感として、受験生の思考過程や理論的背景の理解度よりも、結論の妥当性や処理の正確性を図る出題に思える。この点についても必須科目との温度差がある様に思える。

知財

倒産

倒産法は選択科目まで必要があるのか。科目間による差がないのか疑問

国際公法は、基本的な論点が扱われており、聞き方等を合わせても良問と感じた。

倒産法は、問題は複雑であった。

倒産法は、大変適切だった。

労働法

国際(私法系)は、ウイーン売買条約等、国際取引の分野は範囲から外すべきである。

知財は、いわゆる論点主義的(予備校的?)な設問だったように思います。

倒産法

国際私法は、直近の法改正を踏まえた出題は改正に対応した勉強を促すことが出来るという点で適切だと思いました。

労働法

倒産法

倒産法

労働法

倒産法

租税法】

法科大学院や自習で学んだことを大幅に超えており、難易度が高い。また、設問が多すぎる。

公法系

何が論点となるのかが、試験委員の先生の主觀に偏りすぎではないでしょうか

国際私法で、もうやりたくない。

労働法は、2問目の問題文が長い

国際私法で、適切な出題。

労働法は、他の選択科目に比べて易しかった。

経済法で、問題量、質等は適切であったと思う。

労働法は、会社側の採る手段が聞かれるなど例年とは異なる点があり、難しくなっていたが、これくらいの難易度が適切ではないかと思う。

労働法で、検討すべき内容が多すぎた。

倒産法の民事再生法は難易度が高かったと思いました。

労働法

労働法

倒産法で、量・難易度共に適切であったと思う。

労働法で、本年は、ベースアップの意味が答案作成にあたり重要でしたが、教科書レベルの勉強ではベースアップの意味はよく理解できなかったと思います。私は元社会人なので有利ではありました。

労働法で、論点が多すぎて、紙面の関係で全体としてうすい内容にならざるをえないからよくなかったと思う。

倒産法で、例年より易化したと思う。

国際法で、適切だと思う。

国際関係法(私法学)は、適切な分量だが判例の蓄積がない新法の管轄が出たので少し驚いた。

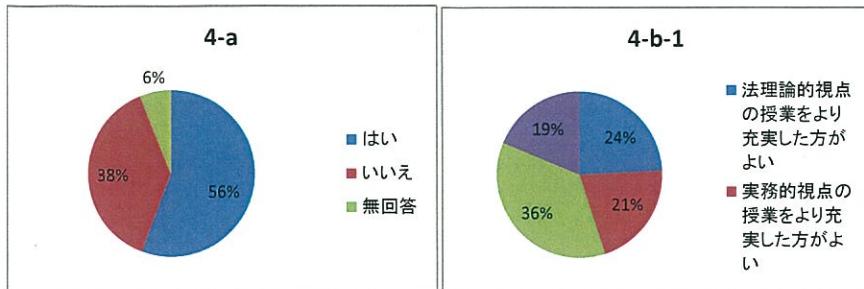
労働法は、分量が多かった。

知財は、適切な問題だったと記憶しています。

租税法は、分量が多くて困る

(4) 法科大学院の授業への影響

| | | |
|--|------------------------|-----|
| 4-a 今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか。 | はい | 157 |
| | いいえ | 108 |
| | 無回答 | 17 |
| 4-b-1「はい」とお答えの場合、どのような変更が必要とお考えですか。(複数回答可) | 法理論的視点の授業をより充実した方がよい | 44 |
| | 実務的視点の授業をより充実した方がよい | 38 |
| | 論述能力を身につけるための工夫をした方がよい | 66 |
| | その他 | 34 |



4-b-1 「はい」とお答えの場合、どのような変更が必要とお考えですか。(複数回答可)

自分に限らず、法的な思考方法をきちんと身につけないまま修了してしまっている学生がかなり多いように感じました。授業の大半は重要判例の解説に費やされている感じですが、基本的な定義から始まって事実を当てはめる問題となるとかなりの数の受験生がとまどってしまったようです。また多くの学生が3年時の2学期までにほとんどの単位をとってしまい、予備校の答練に通っています。論述の訓練を法科大学院でしないためだと思いますが、ロースクール制度の理念に反しているようで非常に疑問を感じました。

とりあえず、教える能力や教える気力のある先生が授業をしなければならない。

実務家教員をメインに据えるべきであると思います。研究者教員の方と話すと、そもそも試験問題を研究していない、司法試験自体を知らなさすぎるという印象を持ちます。

基礎的な理論の習熟。

現場思考が強すぎて、何年勉強しても、意味ないと感じた、たまたま感で法曹を育成することには大反対

費用に見合う講義が行われていない。法科大学院卒業は司法試験受験資格とせず、進学は任意とすべき。

法科大学院の授業の反省ばかりが求められているが、試験作成の側の変更や見直しこそ必要だと思う。受験生の声が届いていないと感じるから。

導入段階で、法理論の概要について簡単な例をあげて理解させる授業を行うべき。

学者の授業は時間の無駄である場合が多いと確信した。

受験に特化すべき

実力テストを厳格に行うのが、卒業後を考えると結局はいいような気がします。

試験対策のための授業を認めるべきだと思

学生の理解度を無視した授業が非常に多い。司法試験を分析していない教員が教鞭を振るうのは、ローの勉強をしっかりこなせば司法試験に合格できると言われて入学した学生に対する詐欺ではないか?当事者意識の無い教員が多すぎる。

そもそも司法試験は法的知識がなければ解けない問題。もっと実務に即したテストをするべきだと思う。法科大学院もそれに合わせて教育内容を変えるべきだと思う。このままでは法科大学院を修了してもメリットがない。修了して改めてデメリットが多いと感じている。年齢が高く就職も厳しい。法科大学院受験前は高かった合格率も今ではただ不安を煽るだけの数字である。お金をかけて将来性を狹める結果になってしまった。

学説はとりあえず置き、判例理論の解説を重点的にした方がよい

取得単位数を減らして受験勉強がしたかった。授業では何も解決しないと思う。

判例の意義を指導(憲法)

変に授業を「充実」させようとされるよりも、予習課題を少なくし、ソクラテスマソッドを廃止して下さったほうが、かえって学生の勉強効率がアップし、司法試験に合格するための「基本」が身に着きやすくなるかと思います。

基本的な法理論・法的思考を習得したことを前提に、実務家の視点から、長めの事例問題(しかも、事実の評価を必要とするもの)の演習を行い、かつ、考えたことをすぐに構成して、論述(文章におこす)する練習が必要だと考える。

授業とは別に、各人の個別の弱点補強のための勉強時間を充分に取れるよう配慮した方がよい

応用力を測ることも大事かもしれないが、応用力を養う基礎となる基本事項がみについているかを、もっと單刀直入に素直にきくような易しい問題にし、合格者を増やし、市場に出てから能力によって淘汰される構造を構築することを目指す方が、法科大学院を機能させやすくできると考える。

公法は単位数を増加させ、刑法は減少させるなどのカリキュラムの調整が必要

択一で判例の細かな部分を聞かれることを考えて、判例を丁寧に読み込むことを授業でもっと積極的に行ってほしいと感じた。

答案の書き方を未修一年目で教育した方がいいと思います。三段論法は予備校で学びました。

自分の答案を先生等に添削してもらう機会を広く設けるべきである。ある程度の答案指導は必要なのではないか。

司法試験に役立ったのはほとんどが自習で学んだことであり、法科大学院の授業が役立った実感がない。そもそも法科大学院が必要なのか疑問を感じる。

受験に關係のない科目の負担が重い。各大学院で受験対策を行う事を認めるべき。

高度な問題演習が全体的に必要と感じました。

条文に忠実な講義が必要と思う。現状では短答を軽視しすぎていると思います。

司法試験合格のためにはある程度、過去問等の検討にもふみこむ必要があると感じました。軽視している学生は多いです。

法曹となるための学修は法的三段論法による問題の解決の修練であるとの明確な認識の上に立って全ての授業を組み立てるべきであると考える。

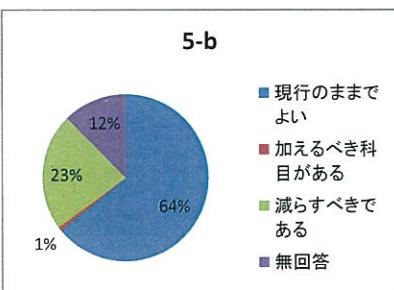
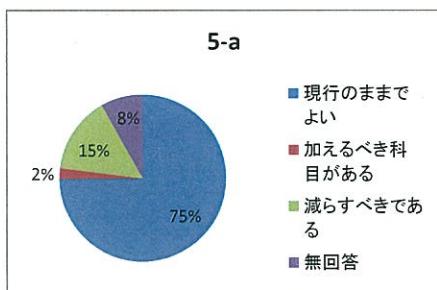
理論も大事だが、もっと本試験をふまえて授業してほしい

基礎的論点から超難しい現場思考の問題を作つて、週1で解かせる

主要な論点について基本的な理論の理解を確認することに主眼を置くべき。理論的理義を確認するためとはいへ、一部の科目に見られるようなマイナーな分野を題材とした問題は出題すべきでない。

(5) 試験科目の適合性

| | | | |
|--|------------|-----|--|
| 5-a 短答式試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加えるべき科目がありますか。科目名もお答えください。 | 現行のままでよい | 211 | 労働法等/法曹倫理/選択は論文しかないからか、論述で広く浅くなりすぎていると思う。なので、選択も入れた方がよい。 手形・小切手法2/商法/会社法2、行政法3、訴訟法は不要/行政法 憲法、刑法/商法、手形法/商法は、選択科目にしてよいと思う。実務家になつても使わない人がほとんどだから。 憲民刑以外2/行政法、民事訴訟法2、刑事訴訟法/商法総則 憲法3/刑事系科目から少年法を削除する/商法2/憲、民、刑のみ 全科目/下4法は減らしてよい 行政法。やたらと細かい条文の暗記が必要だが、それによってどのような能力をはかりたいのか不明。 |
| | 加えるべき科目がある | 6 | |
| | 減らすべきである | 42 | |
| 5-a-1 論文式試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加えるべき科目・分野がありますか | 無回答 | 23 | 選択科目 選択科目33 行政法10(科目数が多すぎる) 憲法15(研究者や実務家の間ですら、憲法の論文答案がどのようにあるべきなのか意見が大きく分かれており、論文式で出題する段階にない) 公法系1 商法は選択科目にしてよい。実務で使わない人がほとんどだから。 民事訴訟法2、刑事訴訟法 「商法」ではなく「会社法」にする/会社法 選択科目は、受験戦略で選ばれるので、実務家登用試験としては不要。 選択科目は2時間で回答できる内容・範囲にへらしたのでよいと考える。 民、刑、労働、倒産、国際公法のみ 選択科目は実務に出てからでも良い気がする。 融合問題に戻すべき、本来は刑事と民事も融合させるべきはず |
| | 現行のままでよい | 181 | |
| | 加えるべき科目がある | 2 | |
| | 減らすべきである | 64 | 選択科目33 行政法10(科目数が多すぎる) 憲法15(研究者や実務家の間ですら、憲法の論文答案がどのようにあるべきなのか意見が大きく分かれており、論文式で出題する段階にない) 公法系1 商法は選択科目にしてよい。実務で使わない人がほとんどだから。 民事訴訟法2、刑事訴訟法 「商法」ではなく「会社法」にする/会社法 選択科目は、受験戦略で選ばれるので、実務家登用試験としては不要。 選択科目は2時間で回答できる内容・範囲にへらしたのでよいと考える。 民、刑、労働、倒産、国際公法のみ 選択科目は実務に出てからでも良い気がする。 融合問題に戻すべき、本来は刑事と民事も融合させるべきはず |
| | 無回答 | 35 | |



(6) その他、受験してお気づきの点がございましたら、お書きください。

受験回数に制限があるせいで、受験時にかかる肉体的・精神的プレッシャーが相当酷い。

民事訴訟法については、実務家養成という視点があるのかかなり疑わしい部分がある。また、法科大学院における授業のレベルをはるかに超えているため、どのように勉強(対応)していいのかまったく分からぬ。

結局何が評価されるのか、よく分からぬ試験でした。論理的一貫性や基礎力や現場思考力が大事と言いますが、毎度毎度未知の問題を出されてしまうと、法的構成を外してしまうこともあります。そこで、外しても「考へている」ことが伝われば評価されるのか、いや外せばほとんど点は無いのか、受験生には全く分かりません。昨年はいわゆる「守りの答案」を書いた結果、真ん中くらいで合格した友人もいれば、ほとんど点がなく落ちた友人もあります。かたや、百選もほとんど読まず、ほぼ自由作文で書いて、上位合格した友人もおります。

採点実感や出題趣旨もいちおう公表されます、上位合格した友人ですら、「一応の水準」に達した答案を書いていません。受験後に発表される点数は民事系公法系などのざっくりしたものですので、結局、自分の答案のあの科目のあの部分はどのように評価されたのか、全く分からぬままに二回めの受験を迎えることになってしまいます。私も、去年は何がダメだったのかよく分からぬまま今年の試験をうけました。頑張って答えたものの、これで良かったのかがいまだにわかりません。手応えというものが何なのかよく分かりません。

現場思考力や基礎力を見たいという司法試験委員会の方の気持ちは理解出来ますが、今のような制度、設問で、本当にそれらの力を見ることが出来ているのか、今一度考えていただきたいです。そして、それらの力を受験生が得られるように、適切な情報開示を求めます。3回しか受験できないのですから、できる限り万全の準備をしたいですし、準備すなわち努力が報われるようなものにしてもらいたいと切に願います。

出題内容について、各科目間の調整が十分になされているのか疑問に感じた。全体会議などで意思統一はされているのだろうか。科目によって、事務処理能力優先に傾きすぎていたり、高度な思考力をためす問題に傾きすぎていたり、統一性が感じられない。その結果、全体として、司法試験でどのような人材を選別したいのか(事務処理能力に長けた人材か、法理論について高度の知識と応用力を有している人材か、社会人経験、他学部出身者など幅広い人材を求めているのかなど)が一向に見えてこない。

体力的にきつい。短答と論文を分けて行ってもよいのではないか。

出題趣旨は、できるだけ早く掲載してくれた方が、自主ゼミや就活に便利。

今回、東京流通センターで受験したが、机の下に荷物入れがあり、足を入れるスペースが狭すぎました。

昨年の池袋でも机の下に荷物入れがあったが、それよりも低く、普通にしても膝が当たるくらいで、よりひどかったです。

個人的にはそれで集中力が途れるわけではないが、終わった後、やや不自然な座り方をするため、膝が痛くなるし、何度も足をぶつけ、周囲の人、特に隣の人に迷惑をかけてしまったと思います。

どうせ荷物入れは使用できないのだから、来年以降は、荷物入れのない机を選択してもらいたいものです。

日程を詰め過ぎている。

本年度はほぼ全ての論文試験の形式に変更があったといえると思います。問題文の短縮化、設問の単純化という予備試験との類似面からすると、本年度からの予備試験組に配慮したのではないか、そうであるならばロースクールに入学し勉強することで司法試験を目指した我々の選択は間違ったのか、ロースクール制度とは何だったのか、疑問と憤りを隠せません。

短答試験の公法で、選択肢が○×の組み合わせが違うのが1問あったが、誤植なのかひっかけなのか気になった。

設問の意味・意図が読み取りづらい問題が毎年出題されている。(今年は商法設問1など)

このような問題が出題された場合、能力以外の点で大きく差がついてしまうように感じた。

公法系の択一試験の問題形式は見直す必要があるように思う。要求されている知識量と得点のしやすさに乖離がありすぎる。

また、特に刑事系の択一試験において、旧司法試験に近い出題形式が増えたような印象を受けた。

論文式試験については、法科大学院の授業のよう、単一の論点について深く論じる形式と、今回の試験問題のような形式は相反しているように思われる。

いずれかの方式に統一する必要があるのではないか。

論文に関しては、例年と比べると、難易度としては下がったような印象を受けた。また科目によって誘導の多少があるような印象も受けた(多い方がありがたい)。

日程が5日間にわたって行われるのは、精神的・肉体的のみならず、経済的にも辛い(ホテルを利用せざるを得ないため。)さらに、卒業後社会人として受験しようとしても、平日に行われるため、受験が著しく困難である。今年でダメだったら、撤退せざるを得ない。

昨年と比べると全体的に分量が減り、基礎的な理解を問うているように感じた。

政教分離は授業で扱ったことがあるか否かで大きく差がついたと思われるが、そのような出題はどうか。憲法の最新判例については法律実務家として習熟している必要がどれだけあるか。

人権からの出題に偏っていたところ、突如政教分離というのは上記の観点からも不適切であると思われる。

短答式と論文式の試験を連続して行う意義があまり感じられないと考えます。

択一を通過する人のみが論文の試験を受けるような旧司型の日程の方がよいと思います。

短答式試験憲法は、細かい知識を問いつぎでいる感じた。「通説」などという不確かなものを答えさせるのは、いかがなものか。作問委員の恣意が介在するおそれが高いと感じる。

どの科目も、単に判例や規範を知つていれば解けるようなものではなく、思考力を試されるもので、良問だった。

憲法の短答式問題は問い合わせをもっと分かりやすく改善すべきであると思う

短答試験が最終日にあるというのは精神的にも肉体的にも辛いものがあります。初日にすべきように思います。短答試験の合格発表後に論文試験を行いうることも検討すべきでは、とも。

論文試験については、今年度は過去に比べ分量的には適切なものが多いと感じました。ただ、全般的に出題の雰囲気が変わったという感じも受けました。論点などで。また、配点割合の明示が刑事系第2問についてだけなされていないのが一番の不満なところです。

試験用の法文は、参考条文の掲載はさておいても、もっと検索しやすくしてよいのではないかと思います。条文の見出しを刑訴法等についてもつけたり、ページの端に当該ページの法令名や条項を掲げるなど。

短答民法商法の条文問題が細かくかつ多すぎるきがする。

日程が厳しい。実力を発揮するにはかなり試験に特化した準備・対策(予備校模試等)が必要になる試験だと思う。超上位はそれでもきっちり仕上げるし下位はそれ以前に知識不足なのであまり影響はないとは思うが、結局ボーダー付近の人の出来がかなり左右されそうに思う。

試験の運営はミスのないようにしっかりとほしい。(マイドーム大阪受験)

とにかく現場思考が強すぎて、1年間勉強しても意味ないと感じた。実力のある人が知り合いでも落ちていて、テキトーに書いた、落ちると思っていた人が多く合格している。真剣に法曹になりたく、努力している人を書き方、で落とすなんて結局は国家的損失だ。初回受験だが、3回まで運悪ければ一気に使うと日目で感じた。私の周りの友人は、優秀な人が落ちている。制度改革ありき、アメリカっぽくするというだけで、採点基準を作っているとしか考えられない、未修と既習をつけ分けしているとも思われる。とにかく、真面目に努力している人から順番に合格させてあげてほしい。受験生だけが、借金を負い、将来を奪われる(民間さえ雇おうとしない)損害を被り、教授、大学は目の前の少子化のおりを受けまいと学園を維持する等自分の利益ばかりだと思う。民間会社の友人も司法改革失敗だよねと嘆いている。偶然に左右されてラッキーだった人が法曹資格を得られるなんて信じられない。

法科大学院は費用に見合う講義が行われていない。法科大学院卒業は司法試験受験資格とせず、進学は任意すべき。予備試験経由者はもちろんとして、法科大学院修了者も私の周囲ではみなそう考えている。また回数制限は無意味であるから早急に廃止してほしい。法科大学院修了者の見せかけの(あくまでも見せかけの)司法試験合格率を上げるためにトリックでしかない。

新司法試験の問題・出題自体は良質ものであると考える。旧司法試験の過去問よりも、解いていて楽しい。しかし問題文・設問の量からすると、回答時間は選択科目のみならず他の科目も3時間が適切ではないか。

今年度は、短答式で予備校間で解答が割れるものが、9個あった(公法系問9。問16ア。問25ア、イ。民事系第30問、刑事系第11問エ。第13問。第24問。第27問イ)。事後的に時間無制限で予備校が検証しても、これほど解答が割れる問題を出すのは、正直何を頼りに勉強すればいいか、困惑させられる。特に公法系第7問イの肢は、芦部憲法では正解になるが、不正解となっていることも解せない。

今年の問題は昨年に比べ、ボリュームが抑えられており、どうにか制限時間内に解答できる問題であると思った。

法科大学院での授業だけでは司法試験に対応できないと感じた。

例えば、辰巳法律研究所が発行している論文過去問答案パーカーフェクト、短答過去問パーカーフェクト等論文式・短答式を分析した予備校教材を使用しなければ到底司法試験に合格することは困難だと思うから。

今年初めて受験したが、過去の問題と比べて今年は特に基本的知識を問う問題が多かったように感じた。試験の傾向は毎年に変えないでほしい。

法科大学院の反省ばかりが求められているが、問題作成側・試験委員会側の見直しや変更がなされているのか疑問である。受験生の声が届いていないように感じる(採用人数、択一の問題内容から)。

また、それは、択一試験が最終日であることも現れていると思う。

予備試験と同じ択一の問題であるのは、試験制度の意味が異なるのだからおかしいと思う。そうである以上、同じ日にちにするのはおかしいし、司法試験受験生にとって、肉体的精神的過大な負担。

論文については、今年度は今までよりも、量と質の面でよくなっていると思う。

知識については法科大学院で学んだ内容で十分であり、特別難しいことを問われているわけではないと感じた。

最も重要な事実を端的に拾わないと時間や紙幅が不足するように問題が作られており、その点に旧司法試験との差を感じた。新司法試験に向けて予備校の全国模試を1度だけ受けたが、拾った事実の数に対して点数を振っている予備校の問題とは、問われていることが根本的に違う気がした。

その1

近年、会社法において株主総会での議決権数を計算させ、それを前提に会社の行為の適法性を判断させる問題が出題された。

しかし、一般の基本書等で一般的に解説されておらず、法科大学院の授業で一般に教授されていない論点を重要な部分(後続の設問の前提となる部分)で出題することには重大な問題がある。

出題範囲が広い新司法試験において、このような出題(他にも例はある)をすることは、一般的な受験生にとって不意打ちとなり、たまたまマイナー論点を勉強していた受験生に必要以上に得点を与えることになり受験生の能力を適切に判定できないと考える。

また、一部の法科大学院ではこのような論点についても授業で扱っているとの情報があるが、そのような法科大学院の生徒のみを優先的に合格させる結果となるような出題は、公平性を失し試験問題として不適切である。

その2

採点実感等の記述を見るにつけ、近年において試験委員(出題者側)の見解や考え方の筋道のみが正解であるかのような扱いがなされている。

また、それともに出題者の意向に沿わない答案を酷評する扱いがなされている。

(刑訴において供述書中の再伝聞供述部分について供述者の署名・押印が無いことを問題視した答案を「不良」と取り扱うとの記述等)

しかし、裁判においても事実の評価や認定は裁判官毎に異なる様に、同一の事案においても一つ事実評価のみが正解であるとは言えない。

従って、採点の際や採点実感等の公表の際にも一方的な見解や事実評価のみが正解であるかのような取り扱いをすべきでない。

論文式試験は自己採点できない上に、問題自体も抽象的で採点者の主觀に大きく左右される気がします。本当に公平な採点がなされているのか不安です。特に法科大学院に(ごく少数)いたようなヒステリックな学者に当たるとその日の気分で採点されそうで怖いです。(ほんとうに)各採点者別の採点結果(いわゆる偏差値換算後の点数)を通知してほしいです。

短答式公法系(憲法)の肢の記述が雑な印象であった。記述を一読して、一義的に意味を確定させることは、困難であったと感じる問題が多かった。

あまりに科目が多すぎる。法科大学院の授業の負担も重いのに、受験勉強が不十分なまま受験することにならざるを得ない。試験委員の受験生の質の低下バッシングに対しては「お前が全科目受験してみろ!」と言いたくなる。また、論文試験について書く分量が異常である。試験委員は自分で答案を書いてるのか疑問である。手書きではなくアメリカのようにPCでの受験を導入すべきである。また、特に本年度はこれまでの傾向をちやぶ台返しするような出題が多かった。学者の試験委員が興味本位で出題しているのではないか。

憲法は特に出題傾向が変化していたと感じた。

来年もほぼ同じ傾向で出題するのがよいと思います。

手続き的ですが、、、

試験開始前の所作が

・試験に必要なものを鞄にしまう

・問題が配布される

・記名・シールを貼る

・シールを鞄にしまう

・試験開始の合図を待つ

の順となっています。

問題が配布されてから鞄を開けなければならないのは、不正行為の疑いをかけられないか、心の平穡が乱されるので、たとえば、先に貼らせてほしい。

奇抜な問題はやめるべき。

実力があるのに、変な問い合わせのせいで問題が分かりづらく、実力が出し切れない者が出ないように。

司法試験は、上位約2000名が合格する競争試験であり、合格点を発表するものの、その内実は、相対評価である。この点は動かせないのが実情なのだろう。しかし、実際のところ、受験生間において、基本的知識・理解の部分で差がついてしまうので、いかに難易度の高い問題を出しても、ほとんどの受験生が答えられないので、試験内容の難易度をうんぬんすることに大きな実益があるとは認められない。(逆にそういう難易のどの高い問題に答えられた人は、できる限り、確実に受けさせようという試験であるともいえる。)

思考力をみると称して、どこの教科書にも文献にも載っていない問題を、限られた時間で、受験生に解かせることによって、何らかの実務的な力をみようとしているようだが、そうであれば、安易に「法曹の質の低下」を口にするべきではなかろう。

どこまで貴弁護士会に発言権があるのか寡聞にして知らないが、世間体にこだわらず、基本的知識を真正面から問う試験にしていくべきと考えを発信していくべきであると考える。

合格率が低い理由をきちんと説明して欲しい。一体誰がいつどこで人数を決めているのかが明らかでない。ここ数年合格者数の枠を決めて相対評価していると思われるが、当初はそんな計画ではなかったはずである。7割合格のために多額のお金を払ったのだから、事情が変わったのなら納得がいく説明をきちんとして欲しい。

休憩時間中の試験室内での電子機器使用禁止は行き過ぎていると思う。禁止する理由が分からない。

短答式試験を初日にしてほしい。論文が一通り済んだ後で短答の勉強をするということは、論文での誤りを見直して精神的に弱ることにつながる。また、知識が論文試験の間に失われる。

試験監督(東京流通センター)のうちの1人の態度に問題があった。試験中に手を挙げても反応しない、手を挙げた人のもとに試験時間中にも拘わらず走る。試験終了の合図のあとにペンをおくように必要以上に大声で怒鳴る。多いに不満だった。ぜひ改めていただきたい。

一番前の席は試験委員の目に入りにくいようで、一番前に座っていた男性が毎回論文試験において、約1分ほど時間をオーバーして書き続けていました。試験委員は全く気付いていないようでした。結果として不公平な扱いは今後改善してほしいです。

短答式と論述式を一緒にやるのは厳しい。科目が多いえにこのような過密なスケジュールで行うのは過酷すぎる。
また、短答式は初日にしてほしい。何故、知識を問う短答式が最後にあるのかは理解に苦しむ。

論文式は、配点比率が明記されているのがよかったです。過去問と比べて、時間に若干の余裕を持って書ききれる程度の問題になったのがよかったです。短答式の点数比率が論文式よりも低い以上、短答式に対する取組みの姿勢はある程度限られたものにならざるを得ないので、短答式公法系の問題が難しきため、試験委員に裏切られた様な気がした。

2回目の受験だが、問題は全体的に簡単になったと感じた。それゆえ周囲と差をつけることが難しくなったのではないか。

二時間という時間に対して問題量が多くすぎるし、問題も難しすぎる。考える試験を諦っている割には、反射的に解かなくてはならない感を覚える。
公法系は、法科大学院で学んだことあまり活かされないような問題が多い。国語の問題として出題しているよう気がする。若しくは作問者の自己満足に過ぎないように思われる。

行政法が現場思考にすぎる。

試験問題についての指摘ではないのですが、論文式試験の成績表の記載内容について、公法系・民事系・刑事系・選択科目、という4つの点数を表示する方式を改め、全8科目の点数を、それぞれ別に表示して頂けるよう、ご検討頂けませんでしょうか。

その理由の第一は、系別の点数で表示されると、たとえば民法・商法の成績が優秀で民訴の成績が悪いのに、点数が合算して点数表示される結果、民訴の答案も「優秀答案」として巷に出回ってしまうため、学生の間で答案の悪い部分も「良い」書き方だとされて伝承されてしまうからです。

すなわち、系別で点数表示されても、学生の能力では、民法が〇〇位で商法が〇位で民訴が〇〇〇位くらいだな、などということを判別することは不可能です。

したがって、系別表記のままだと、悪しき答案も、良い答案だとして、学生間で広まっていってしまう危険があると思います。

第二の理由は、系別の表記だと、不合格だったときに、自分の欠点を修正するのが難しくなってしまい、次の年も同じ過ちを繰り返してしまうことになるからです。

すなわち、例えば、民事系「〇〇点」とだけ表記されても、自分の能力では、民法が悪かったのか、商法が原因なのか民訴で失敗したのか、良く分かりません。

そのため、不合格になった敗因を分析できないまま、翌年の試験に臨み、同じ失敗を繰り返すことになってしまいます。また、ひどい場合には、本当は民法が良くて、他の2科目が悪かったのに、系別表記のため、逆に、「民法が原因に違いない」と、良かった科目の書き方を修正てしまい、かえって答案の質が下がってしまう危険性もあります。

このように、点数を系別で表記する方式を続けるのは、デメリットの方が大きく、全8科目をそれぞれの科目別に点数表示するほうが試験委員にとっても受験生にとっても、有益だと考えます。

現在、成績表が系別で表記されているのは、新司の導入当初、融合問題を出題するという理念の下に運用されていたからです。しかし、その理念が今も継続されているとは言え、試験科目の時間割も分断されたり、問題内容も、それぞれの科目ごとに明確に区分される傾向が強くなっています。成績表の表記方法のみ、新司の導入当初のままの表記方式にこだわる必要はなくなってきたのではないか。

できましたら、全8科目の点数表示について、系別ではなく各科目ごとに個別の表記がなされる方式に改めて頂けますよう、貴弁護士会のお力添えを頂きたくお願い申し上げます。

憲法の問題について、聞くところによると、出題の趣旨としては愛媛玉串料訴訟判決や空知太訴訟判決との事案の違いを書いてほしかったが、多くの受験生は事実認定・あてはめに終始しており、残念であるという意見があるとのことである。しかし、それならば、平成19年刑事系第1問のように、判例を問題文に添付すればよかつたと思われる。特に、本問の憲法の問題文は短かったのであるから、それをする余裕はあったといえる。それにもかかわらず、判例との事案の違いを書けというのは後出しジャンケンのような気がしてならない。

広島会場で受験した。机が2人で1つの簡素な机を使う形であったが、隣の受験生が大変力強く筆記する方で、机が度々揺れた。大学にあるような備え付けの堅牢な机がある会場で開催して頂けたら幸いに思う。

3回目だったらきわめて緊張するだろうと思った。

受験会場を増やしてもらえないだろうか

福岡受験場:集合時間に教室に入れるようになったのがよかったです(昨年は廊下で待たされた記憶が...)。

択一試験が、条文知識や判例の細かい言い回しなどの重箱の隅をつつくような問題が多く、不適切と感じるものが多い。

受験地を増やして、休憩時間にエレベーター渋滞が起きないようにしてほしい(五反田TOC)。

電子機器の使用等、細かい会場での指示が多すぎる。

回数制限が厳しい

-
- 短答式、民法問題が多すぎる
 - 短答式、憲法問題が知識偏りすぎる

短答が今の質、量だと相当の対策を要する。問題数を各科目10題程度とし、内容もごく基礎的な内容にし、足切りは、科目別4割以下のみとすれば受験生は論文対策に特化でき、より質の高い試験になると思う。

前年より良間になった。一定水準に達している答案は増えたと思う。もし、さらに合格者を減らすのであれば、失権者に対する経済的ケアは絶対に必要だと思う。大幅に目安が破られ、年度ごとの目安を前提に入試した受験生にとって、数百万の借金のみが残るのは非常に酷である。

択一と論文の日程を旧司法試験の頃のように間隔を開けたほうが、勉強しやすい。

ロースクールの学習をある程度しっかりこなして、それ以外の時間で書く練習や基本書の読み込みをしていれば対応は可能な試験になっているように思う。各ロースクールに改善点は多々あるにしても、自身を振り返ってみても、いわゆる「合格率の低迷」にはロースクール生に勉強量が絶対的に不足しているという要因が大きいのではないかという感想をもった。

- 短答式と論文式の日程が不適切(短答合格者に論文試験をすることはできないか)
- 全国の法曹にアンケートして最もよく使用されているものを「法文」として採用できないか。
- 原稿の日程(試験と発表)、「法文」で試験を実施している理由は何か知りたい。
- 試験内容自体は良いと思う。

論文式試験のうち民法の最初の設問は、時点を現時点に設定すればよいのか、あるいは前提となる事実の起きた時点に設定すればよいのか紛らわしかった。

短答式試験の出題形式は、よくなっていると思いました。特に刑事は、記憶だけではなく、じっくり考えれば正解にたどり着ける問題が多かったように思います。三科目とも、時間に余裕がありました。

論文に関して言えば、民事系の現場思考型の問題にとまどい、こんなこと書いていいのだろうか、という迷いで時間をロスした気がします。

(1)短答式の日程について

短答式が最終日となる日程については、大いに改善の余地があると思う。受験生の心理的負担はもちろんのこと、論文式と短答式の実際上の機能面(いわゆる「足切り」)から見ても妥当性を見出しがたい。

予備試験日程に合わせる必要性があるとしても、論文式試験を短答式実施日以降に延期する(ex:日曜→短答式、翌月曜以降→論文式)等の措置を検討して戴きたい。

(2)法務省による「出題の趣旨」の公表日程

例年、9月の合格発表の数週間後に公表されている様であるが、「採点実感」の公表も予定されていることとの関係上、遅すぎると思う。受験生としてはなるべく早く「出題の趣旨」を読んで自身の答案を自省する機会を得たいのであり、法科大学院在学生としてもなるべく早い段階で自らの勉強方法の指針としたいのである。

現行の公表スケジュールでは、公表の意義が大幅に失われているので、可能な限り試験実施直後に公表を早める措置を検討して戴きたい。

予備試験の影響と思うが、従来までの問題傾向と異なると感じた。従来よりも問われている知識が細かいと感じた。どのような勉強をしたらよいかわからず不安であり、合格する気がしない。

択一については年度によって、難易の差が大きい。

東京都内では大学を司法試験会場にしない措置がとられているようですが、商業施設等は試験会場としての環境が劣悪で、かえって受験生の負担になっています。旧司法試験の時代のように、大学を受験会場とすることを求めます。

試験会場についてですが、来年度からは、「東京流通センター」を試験会場の候補から外して頂けませんでしょうか。

試験の合間に休みは、次の試験に向けて勉強したり、あるいは疲れた脳や体をリフレッシュさせるための貴重な時間です。

東京流通センター以外の会場は、町の中心部にあったり、ある程度周囲に飲食店等がある場所なので、ゆっくりファミレス等で勉強しながら昼食をとるために人や290円台の安い牛丼等ですませたい人など、メニューも多様なニーズに応えられる環境にあります。

また、昼休み中は、他の受験生と顔を合わせなくてすむ環境で済ませたいと思えば、試験会場から少しはなれた場所に行っても食事ができる店が存在したり、古風な喫茶店から現代的なカフェも存在し、そこでゆっくり勉強をすることもできます。

しかし、東京流通センターの周囲は本当に何もないでの、昼休みも試験会場内にとどまるざるをえず、昼食時も周囲に司法試験受験生がいる環境で食事をしなければならないため、ご飯を食べてもおいしくないし、リフレッシュにもなりません。(試験会場となっている建物の周囲は、「本当に」何もありません。飲食店はもちろん、コンビニすら1軒もありません)(司法試験委員の先生方は、おそらく会議で試験会場の規模等のデータを紙媒体で受け取っているだけで、会場を下見に行ったことがないのではないかでしょうか)。

たかが休憩時の環境と思われるかもしれません、司法試験は5日間にも及ぶとても疲労が溜まる試験です。したがって、他の試験会場の方は、休憩時にリフレッシュして次の試験科目に臨めることを考えると、東京流通センターの受験生は、他の会場の受験生の方より、不利な環境におかれているといえます。

都市部の中心地に会場を設けて欲しいとまでは言いませんが、せめて、会場の周囲に飲食店等がいくつか存在し、受験生に休憩時のすごし方の選択肢を与えてくれる場所に会場を設けて頂けませんでしょうか。

行政法が知識偏重となることを避けるためか、問題量が多く、応用力というより処理能力を問うているような出題に年々向かっているように感じた。

前年度、問題量が多すぎたといわれる科目(H23・民・刑訴)は、今年量が少なくなっています。

国語の読み取り的な性格が強くなりすぎている気がします。

短答の憲法、論文の民法は、例年とは異質であると感じました。

今年から論文試験の大変間の形式が廃止され科目ごとの問題となったことで、無用な負担が減り、良かったと思う。

民法の論文式問題は、昨年同様、時間に比して内容が多すぎると感じた。

刑法の論文式問題は論ずるべき点が多すぎると感じた。

短答式と論文式の成績ですが、今は公法系・民事系・刑事系の3つに分けられた点数が送られてきます(論文は選択科目も)。

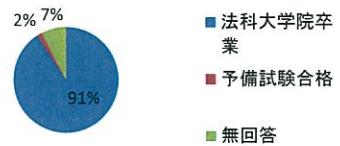
しかし、今後は、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」「選択科目」という名称で区分けして欲しいとまでは言いませんが、「公法系科目第1問」「公法系科目第2問」「民事系科目第1問」「民事系科目第2問」「民事系科目第3問」「刑事系科目第1問」「刑事系科目第2問」「選択科目」という名称で構いませんので、点数を7科目(論文は8科目)に分けて通知して欲しいです。

(7) 経歴等

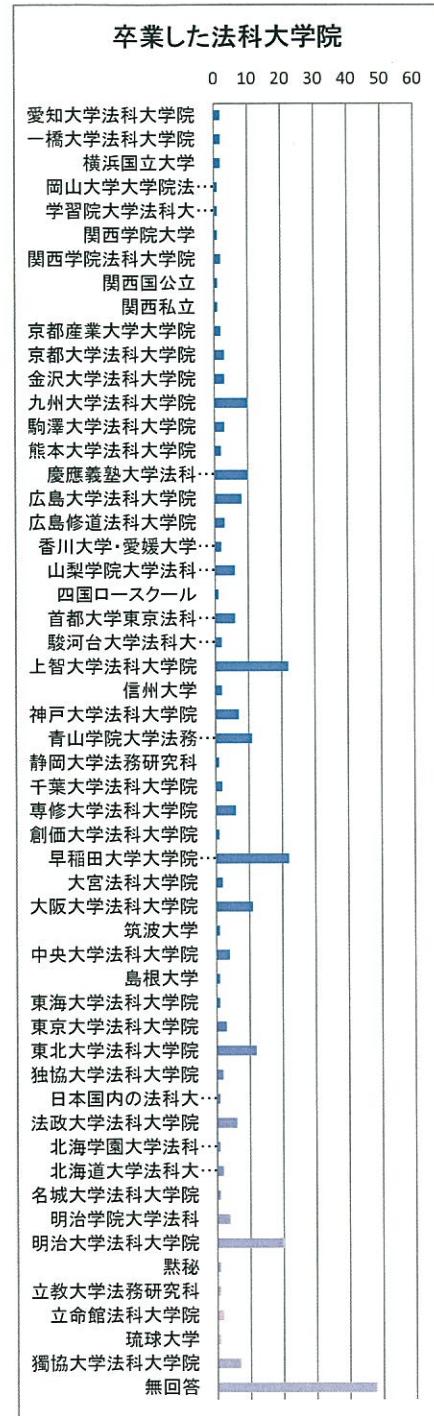
| | | |
|------|---------|-----|
| 受験資格 | 法科大学院卒業 | 256 |
| | 予備試験合格 | 5 |
| | 無回答 | 21 |

法科大学院卒業生の方に伺います。

受験資格



| | | |
|-----------|-------------------------|----|
| 卒業した法科大学院 | 愛知大学法科大学院 | 2 |
| | 一橋大学法科大学院 | 2 |
| | 横浜国立大学 | 2 |
| | 岡山大学大学院法務研究科 | 1 |
| | 学習院大学法科大学院 | 1 |
| | 関西学院大学 | 1 |
| | 関西学院法科大学院 | 2 |
| | 関西国公立 | 1 |
| | 関西私立 | 1 |
| | 京都産業大学大学院 | 2 |
| | 京都大学法科大学院 | 3 |
| | 金沢大学法科大学院 | 3 |
| | 九州大学法科大学院 | 10 |
| | 駒澤大学法科大学院 | 3 |
| | 熊本大学法科大学院 | 2 |
| | 慶應義塾大学法科大学院 | 10 |
| | 広島大学法科大学院 | 8 |
| | 広島修道法科大学院 | 3 |
| | 香川大学・愛媛大学連合法務研究科(平成27年) | 2 |
| | 山梨学院大学法科大学院 | 6 |
| | 四国ロースクール | 1 |
| | 首都大学東京法科大学院 | 6 |
| | 駿河台大学法科大学院 | 2 |
| | 上智大学法科大学院 | 22 |
| | 信州大学 | 2 |
| | 神戸大学法科大学院 | 7 |
| | 青山学院大学法務研究科 | 11 |
| | 静岡大学法務研究科 | 1 |
| | 千葉大学法科大学院 | 2 |
| | 専修大学法科大学院 | 6 |
| | 創価大学法科大学院 | 1 |
| | 早稲田大学大学院法務研究科 | 22 |
| | 大宮法科大学院 | 2 |
| | 大阪大学法科大学院 | 11 |
| | 筑波大学 | 1 |
| | 中央大学法科大学院 | 4 |
| | 島根大学 | 1 |
| | 東海大学法科大学院 | 1 |
| | 東京大学法科大学院 | 3 |
| | 東北大学法科大学院 | 12 |
| | 独協大学法科大学院 | 2 |
| | 日本国内の法科大学院 | 1 |
| | 法政大学法科大学院 | 6 |
| | 北海学園大学法科大学院 | 1 |
| | 北海道大学法科大学院 | 2 |
| | 名城大学法科大学院 | 1 |
| | 明治学院大学法科 | 4 |
| | 明治大学法科大学院 | 20 |
| | 黙秘 | 1 |
| | 立教大学法務研究科 | 1 |
| | 立命館法科大学院 | 2 |
| | 琉球大学 | 1 |
| | 獨協大学法科大学院 | 7 |
| | 無回答 | 48 |



| | | |
|-----|---------|----|
| 入学年 | 平成16年4月 | 1 |
| | 平成17年4月 | 3 |
| | 平成18年4月 | 10 |
| | 平成19年4月 | 23 |
| | 平成20年4月 | 39 |
| | 平成21年4月 | 94 |
| | 平成22年4月 | 70 |
| | 無回答 | 42 |

| | | |
|-----|---------|-----|
| 卒業年 | 平成20年3月 | 2 |
| | 平成21年3月 | 7 |
| | 平成22年3月 | 25 |
| | 平成23年3月 | 53 |
| | 平成24年3月 | 153 |
| | 無回答 | 42 |

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 新司法試験受験回数 | 1回 | 164 |
| | 2回 | 56 |
| | 3回 | 21 |
| | 無回答 | 41 |

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 法科大学院のコース | 未修 | 154 |
| | 既修 | 99 |
| | 無回答 | 29 |

| | | |
|-------------------------|--------|-----|
| 未修コースの方の法科大学院入学前の法律学学習歴 | 法学部 | 147 |
| | 他学部その他 | 51 |
| | 無回答 | 84 |

| | | |
|------------------|-----|-----|
| 予備校に通ったことがありますか。 | ある | 163 |
| | ない | 95 |
| | 無回答 | 24 |

